

富谷市長交際費支出基準

富谷市では、市長の交際費を全てこの基準に従い、支出するものとし、支出の内容や相手方が社会通念上妥当と認められる範囲内で、かつ必要最小限の金額となるよう常につとめるものとする。

(趣旨)

第1条 行政の円滑な執行を図るため、市長が市を代表し外部の特定個人又は団体との儀礼交歓、事業調整、交渉等に要する経費（以下「交際費」という。）の透明性をより高めるため支出基準を定めるものとする。

(支出先)

第2条 交際費の支出先となる特定個人又は団体は、次のとおりとする。

- (1) 富谷市の事務事業と直接かつ密接な関係にあるもの
- (2) 富谷市政の伸展に功績があるもの又はあったもの
- (3) 災害・事故等のあったもの
- (4) 市長が特に必要と認めたもの

(支出基準)

第3条 交際費は、前条に掲げるものとの交際において、別表の基準に基づき支出する事ができる。

- 2 前項に掲げるもののほか市に対する協力者に謝意を表す場合及び交際上特に市長が支出する必要があると判断される場合並びに前項に規定する基準において、その内容を考慮し、当該基準に定める額により難しいものについては、社会通念上妥当と認められる範囲内で支出することができるものとする。

(その他)

第4条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

この基準は、平成20年10月1日から施行する。

この基準は、平成28年10月10日から施行する。

別表

支出区分	内 容	金 額 等
会 費	各種団体等が行う懇親会等を目的とする会合の出席に要する経費	会費相当額
慶 祝	各種団体等の総会・大会・式典・行事等に対する祝儀に要する経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
弔 慰	葬儀等における香典・供花・供物等に要する経費	富谷市慶弔規程に基づく額
見舞い	病気、災害、事故等に対する見舞いに要する経費	富谷市慶弔規程に基づく額又は 10,000 円を限度として相当と認められる額
協賛金	市費からの助成又は補助が無く、活動の趣旨から公益性が特に認められるものに要する経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
讃辞の楯	優れた活動又は業績により、広く市民に感銘を与え、かつ、本市のイメージアップに貢献した者の内、適当と認められたものに対する激励に要する経費	讃辞の楯の贈呈に関する要綱に基づく額
激励金	市費からの助成又は補助が無く、市を代表し優秀な成果により功績があった特定個人又は団体等の激励に要する経費	10,000 円を限度として相当と認められる額
その他	その他、次に掲げる経費に関しては、その実費に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> ・土産代 ・公用名刺印刷費 ・来賓用茶菓子代 ・その他市長が特に必要と認めたもの 	実費 10,000 円以内